

保存樹指定解除について

令和6年3月28日

都市整備部 緑政課

保存樹木の指定解除について（浜名区中瀬）

1 内容

保存樹第 67 号について、浜松市が管理する樹木となったことから、「都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律」第 3 条の規定に基づき、その指定を解除したもの

2 保存樹概要

所 在：浜松市浜名区中瀬 1354

指 定：昭和 61 年 3 月 1 日

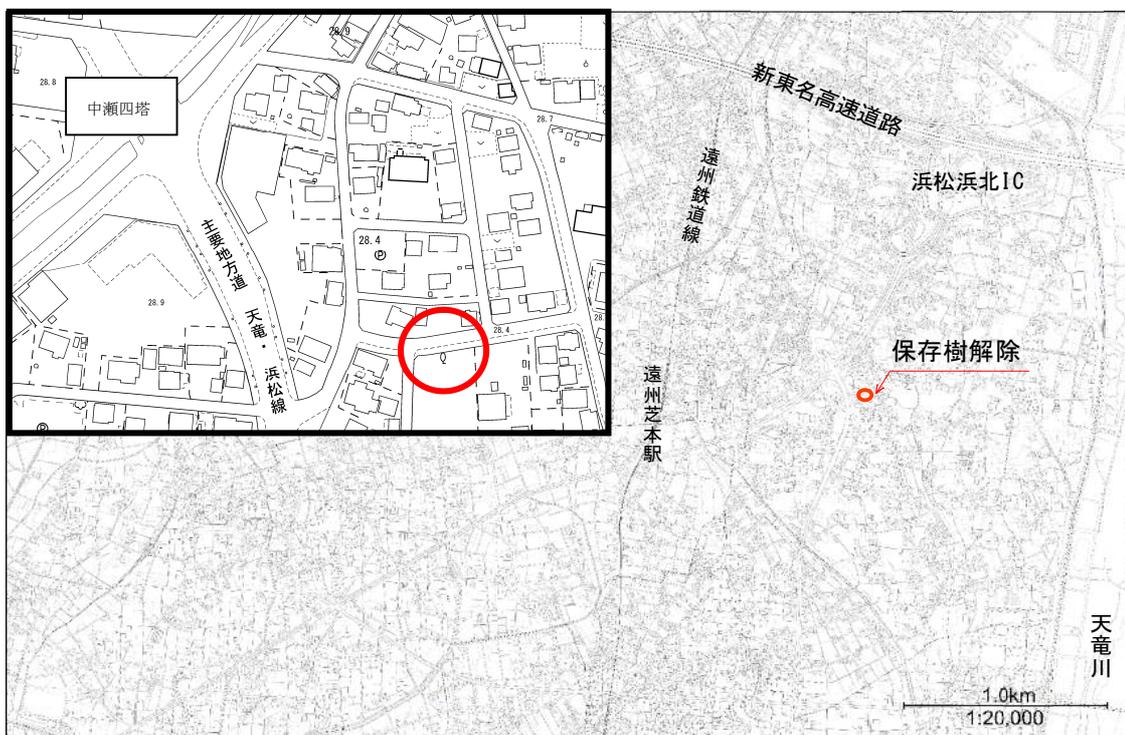
指定当時の高さ：13.5m

幹周：2.6m

樹 種：タブノキ

管 理 者：浜松市

（指定当時は岩崎家）



3 経過

昭和 61 年 3 月 保存樹指定（保存樹第 67 号）

令和 5 年 5 月 浜松市都市計画事業 中瀬南部土地区画整理事業に伴い、保存樹第 67 号の所在地を含む区域における「西中瀬たぶの木公園」としての整備が完了。

令和 5 年 6 月 保存樹第 67 号の所在地を含む「西中瀬たぶの木公園」が、浜松市中瀬南部土地区画整理組合より引き渡され、令和 5 年 6 月 1 日をもって、浜松市が管理を引き継ぐ。
同日、保存樹の指定を解除。

4 写真

【現況】



5 関係法令

「都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律」

（保存樹等の指定）

第二条 市町村長は、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五条の規定により指定された都市計画区域内において、美観風致を維持するため必要があると認めるときは、政令で定める基準に該当する樹木又は樹木の集団を保存樹又は保存樹林として指定することができる。

2 市町村長は、前項の指定をするときは、その旨を当該保存樹又は保存樹林の所有者（以下単に「所有者」という。）に通知しなければならない。

3 第一項の規定は、次の各号に掲げる樹木又は樹木の集団については、適用しない。

一 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）第九十九条第一項、第一百条第一項又は第八十二条第二項の規定により指定され、又は仮指定された樹木又は樹木の集団

二 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条又は第二十五条の二の規定により指定された保安林に係る樹木の集団

三 景観法（平成十六年法律第十号）第二十八条第一項の規定により指定された景観重要樹木

四 国又は地方公共団体の所有又は管理に係る樹木又は樹木の集団で前三号に掲げるもの以外のもの
(指定の解除)

第三条 市町村長は、保存樹若しくは保存樹林が前条第三項各号の一に該当するに至ったとき、又は保存樹若しくは保存樹林について滅失、枯死等によりその指定の理由が消滅したときは、遅滞なく、その指定を解除しなければならない。